

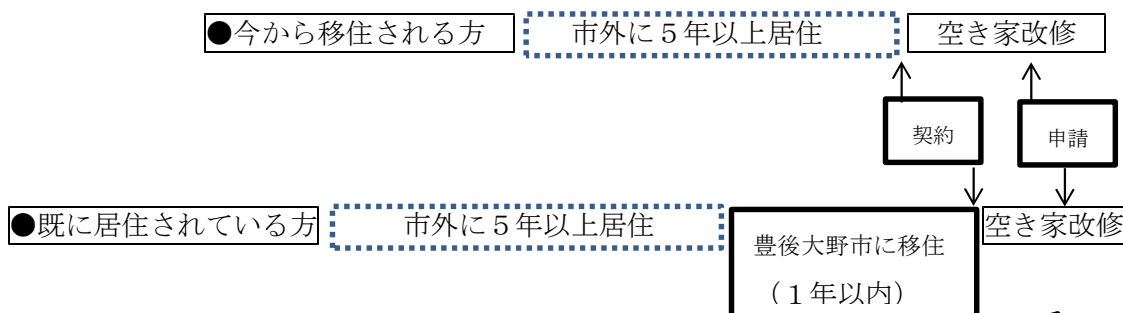
豊後大野市への移住（U I ターン）を目的に、空き家を改修される場合に、改修に要した経費の一部を補助します。

空き家改修補助金

対象となる空き家 豊後大野市空き家バンクの登録物件に登録されている物件。

補助対象者（U I ターン者） 次の事項にすべて該当する方

1. 豊後大野市空き家バンクの利用登録者である方
2. 平成26年4月1日以降に空き家の購入又は賃借の契約をした登記名義人又は賃借人のうち次のいずれかに該当する者
 - ア 契約締結の日より前に5年以上市外に居住していた方
 - イ 市内に住所を移したのが、契約締結の日より前1年以内であり、市内に住所を移す前に市外に5年以上居住していた方
3. 補助金受領年度の翌年度から10年以上引き続き市内に住所をおく方
4. 市区町村税等を滞納していない方
5. 自治会に加入する方
6. 市内業者で施工



- ・空き家に移り住んだけど、トイレや風呂の改修が必要だ。
- ・市内に移住してアパートに住んでいるが、空き家へ移り住みたい

対象経費及び補助金の額

1. 空き家の改修に要する経費が50万円以上であること。
2. 対象経費は2分の1以内 補助金の上限額は下記のとおり

	購 入	賃 借
小規模集落	100万円	50万円
その他地域	80万円	40万円

※小規模集落とは、65歳以上の人口が50%以上の集落

その他

以下の場合は、補助金を返還してもらう場合があります。

1. 当該事業により改修を行った空き家を10年以内で取り壊し、または売却したとき。
2. 本人及び世帯の他の世帯員全員が10年以内に市外に転出したとき
3. 申請日の属する年度と同一の年度内に豊後大野市に転入しないとき。
 - 持家取得助成金を交付された方は該当しません。
 - 申請は、契約締結後1年以内かつ引渡し前までとします。